

物価高騰等対策事業者支援金

コロナ禍において原油価格・物価高騰等の影響を受ける市内中小事業者に対し、本市独自の支援金を交付します。

1 交付要件

- 令和4年4月から7月までのいずれかの月(対象月)の売上(または付加価値額)が、平成31年(令和元年)、令和2年もしくは令和3年の同月(基準月)の売上(または付加価値額)と比べて**10%**(付加価値額の場合は15%)以上減少していること。
※基準月の売上(または付加価値額)の考え方は事業者により異なります。
※付加価値額とは、営業利益に人件費と減価償却費を加えた額のことをいいます。
- 河内長野市内に主たる事業所を有する中小企業等で、今後も事業を継続する意思があること。(令和4年3月31日以前に開業している場合に限りです)
- コロナ禍において、原油価格・物価高騰の影響を受けていること。 ※その他要件あり

2 交付金額

法人 **20万円**
個人事業主 **10万円**

3 申請期間

令和4年8月1日(月)～
令和4年12月28日(水)

4 申請方法

下記の必要書類を河内長野市事業者支援金等事務局まで郵送にてご申請ください。

- ①申請書 ②誓約・同意書 ③請求書 ④本人確認書類 ⑤振込先確認書(通帳の写しなど)
⑥売上または付加価値額を確認できる書類(確定申告書の写しなど) 他

申請・問合せ先

河内長野市事業者支援金等事務局
〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号
Tel: 0721-53-1120 (8/1～)

その他要件や募集要項は、
市ホームページ(右記QR
コード)からご確認ください。

